

はじめに

この年次報告は、三重県男女共同参画推進条例第 12 条の規定に基づき、三重県が実施した施策等の状況について報告をおこなうものです。

男女共同参画に関する施策を効果的に推進していくために、年度毎の施策の実施状況についてとりまとめ、議会に報告するとともに、積極的に県民及び事業者に公表することによって、男女共同参画の推進状況を明らかにし、理解と施策への協力を求めることとしています。

《条例第 12 条》(年次報告)

知事は、毎年 1 回、基本計画に基づく施策の実施状況について報告書を作成し、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

年次報告の構成

① 第 2 次三重県男女共同参画基本計画の体系 (P 2)

男女共同参画の施策の推進にあたっては、第 2 次三重県男女共同参画基本計画に基づき、7 つの基本施策をもとに取組を進めています。

② 県の自己評価 (P 3～P 25)

平成 23 年度をふり返り、施策・基本事業の成果や課題、目標値の達成状況などを自己評価し、その評価結果をふまえた上で、平成 24 年度の取組方向を示しています。

③ 平成 23 年度事業実施概要 (P 26～P 93)

第 2 次三重県男女共同参画基本計画の着実な推進のため策定された第一期実施計画に掲げる事業について、平成 23 年度の実施状況をまとめたものです。三重県男女共同参画審議会では、この事業実施概要をもとに担当課に対するヒアリングを行った上で評価を行い、提言につなげています。

④ 資料

参考資料として、第一期実施計画における目標値および参考データ、平成 22 年に実施された「三重県男女共同参画審議会による評価・提言」に対する平成 24 年 7 月末現在の県の取組状況等を掲載しています。